

平成28年3月22日

会員各位

愛媛県社会保険労務士会会長

健康保険被保険者資格証明書交付申請について

県会の運営につきましては、平素より御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、松山東年金事務所長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

平成28年 3月22日

愛媛県社会保険労務士会会長 様

松山東年金事務所長
(愛媛県代表年金事務所長)

健康保険被保険者資格証明書交付申請について

平素から社会保険事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、全国健康保険協会設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第149号）の公布により取り扱うこととされており、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の管掌する健康保険の被保険者について、「協会による被保険者証の交付等が行われるまでの間、事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、被保険者の資格が確認でき、当該被保険者又はその扶養家族が療養の給付等を受ける必要があるときに限り、被保険者に対して交付するものとする（健康保険法施行規則第50条の2第1項関係）。」とされています。

以上のことから、資格証明書の交付については、届書提出時に療養の給付が必要な場合および届書提出後で療養の給付が必要となった場合等、緊急性が高い被保険者等に対する取扱いであることをご理解頂き、適切な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

また、昨今問題となっております、個人情報管理・誤交付防止の観点から、被保険者資格証明書の交付は、原則として郵送による取り扱いとさせて頂き、使用期限（20日）を経過した被保険者資格証明書については必ず返納していただきますよう、併せてご周知のほどよろしくお願いいたします。

年金事務所等においては、健康保険証等の速やかな発行事務を行うことに最大限



の努力を払っていくよう努めてまいりますので、下記のとおりご協力お願いいたします。

記

1. 資格取得届、被扶養者異動届提出時における資格証明書の交付申請については、療養を受ける必要がある場合など、真に緊急性が高い被保険者（被扶養者）に限定してください。
2. 被保険者資格証明書の交付は、事業所所在地あて郵送させていただき取り扱いとなります。

なお、提出代行された社会保険労務士あての返信用封筒の添付がある場合は、当該社会保険労務士あて郵送させていただきます。